

# 検討の入り口

## 目的

特別区の存する区域にふさわしい新たな自治制度を設計する

## 基本的な考え方

### 特別区が到達した現行の都区制度(特別区の内的要因)の考え方

平成 12 年改革は、昭和 61 年都区合意に示された基本的方向の精神をほぼ追認したものである。しかし、これは、大都市制度一般のあり方や首都圏制度全体のあり方については今後の検討に譲るとしたうえで、特別区の自主性、自律性を強化する方向での、「さしあたり」の見直し(第 22 次地方制度調査会答申)でもあった。

昭和 61 年都区合意に示された基本的方向

特別区を基礎自治体に位置づけること

都と特別区の役割分担を明確にし、特別区の自主権を強化すること

都が府県機能を充実するとともに広域的な大都市行政を積極的に推進できるようにすること

### 特別区を取り巻く社会経済環境の変化(特別区の外的要因)の考え方

都区制度は、特別区の存する区域に関わる特別な制度であって、これまでは全国的な動向とは隔離されてきたかのように受け止められがちであった。しかし、いまや特別区の存する区域をも必然的に巻き込むような全国的な改革課題が提起されつつある現状を直視すべきである。

「中間のとりまとめ」で取り上げた項目

道州制論および大都市制度論 市町村合併 三位一体改革 多様な「区」がある中で

## 検討項目

上記の特別区の今ある内的要因と外的要因を考慮しつつ  
(現行制度が今後十分に機能できるのか)、  
現行制度にとらわれない柔軟な発想をもって、  
中長期的観点から特別区のあるべき姿を検討する

「中間のとりまとめ」報告で基本的視点として整理した「首都性について」及び「一体性について」を基軸としたイメージから検討を開始する

・特別区の存する区域に対して、今後、一般の自治体とは異なる特別な役割が求められるのかどうかは、特別区のあり方に影響を与えると考えられ、特別区の存する区域が有する「首都性」についても検討する。

・特別区の存する区域内で求められる「一体性」の意味について再確認するとともに、その要否も含め今後幅広く検討する。

# 「首都性について」及び「一体性について」を基軸としたイメージ



制度的な観点      現実に存在する問題処理の観点

(注1) 一体性の範囲は、特別区の存する区域全体を表す

(注2) 縦軸の首都性については、基礎自治体としての特別区がはたす役割の大きさを表す

## 都区制度の改革 新たに問われる「平成 12 年改革」 (中間のとりまとめ) から抜粋

調査会は、特別区の存する地域にふさわしい新たな自治制度の設計に資することを目的として、平成 12 年改革の意義を改めて確認するとともに、この改革を経て到達した現行の都区制度が、変容する社会経済情勢の中で今後も十分に機能できるのかどうかについて検討するとともに、中長期的観点から特別区のあるべき姿を構想することとした。

(「中間のとりまとめ」報告 P.1)

平成 12 年改革の枠組みは、都区制度の枠内での改革とされたものの、昭和 61 年都区合意に示された 3 つの基本的方向の精神をほぼ追認したものだといえる。すなわち、特別区を基礎自治体に位置付けること、都と特別区の役割分担を明確にし、特別区の財政自主権を強化すること、都が府県機能を充実するとともに広域的な大都市行政を積極的に推進できるようにすることである。

(「中間のとりまとめ」報告 P.3)

昭和 61 年都区合意においては、都と特別区は、大都市東京の社会経済の実態に適合するよう、府県・市町村制とは異なる大都市制度を確立する必要があるという共通認識に立って法改正を求めていた。

しかし、第 22 次地方制度調査会は、大都市制度一般のあり方や首都圏制度全体のあり方については今後の検討に譲るとし、さしあたり特別区の自主性、自律性を強化する方向で都区制度の見直しを行うこととした。

(「中間のとりまとめ」報告 P.3)

都区制度を考察するに当たっては、特別区の存する区域内で求められる「一体性」の意味について再確認するとともに、その要否も含め今後幅広く検討する必要がある。

(「中間のとりまとめ」報告 P.5)

特別区の存する区域に対して、今後、一般の自治体とは異なる特別な役割が求められるのかどうかは、特別区のあり方に影響を与えると考えられ、特別区の存する区域が有する「首都性」についても検討する必要がある。

(「中間のとりまとめ」報告 P.5)

今後の都区協議の推移如何によっては制度改革を含め、鋭意検討していく必要がある。

(「中間のとりまとめ」報告 P.9)

社会経済情勢が著しく変化する時代状況の中で、地方自治制度改革も急展開を遂げる機運にある。既成の価値や旧来の発想にとらわれない改革議論が登場する可能性も十分に考えられる。

都区制度は、特別区の存する区域に関わる特別な制度であって、これまでは全国的な動向とは隔離されてきたかのように受け止められがちであった。しかし、いまや特別区の存する区域をも必然的に巻き込むような全国的な改革課題が提起されつつある現状を直視すべきである。

(「中間のとりまとめ」報告 P.9)

今後、調査会は、特別区が到達した現行の都区制度と特別区を取り巻く社会経済環境の変化とを考慮した上で、現行制度にとらわれない柔軟な発想をもって、中長期的観点から特別区のあるべき姿を検討し、特別区の存する区域にふさわしい新たな自治制度を設計するための論議を行いたいと考える。

(「中間のとりまとめ」報告 P.11)